

## 七尾鹿島広域圏事務組合病院事業広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、七尾鹿島広域圏事務組合病院事業広告掲載要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 七尾鹿島広域圏事務組合病院事業(以下「病院事業」という。)の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途仕様を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業に係るもの
- (2) 営業の実態が風俗営業に類似した業種
- (3) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (4) たばこ製造・販売に関わる業種
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (8) 占い、運勢判断等に係るもの
- (9) 興信所、探偵事務所等に係るもの
- (10) 債権取立て、示談引受け等に係るもの
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平

- 成 1 4 年法律第 1 5 4 号) による再生又は更生手続中の事業者  
( 1 2 ) 各種法令に違反し、又は違反するおそれのある事業者  
( 1 3 ) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(掲載基準)

第 5 条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- ( 1 ) 掲載に係る基準で、次のいずれかに該当するもの
- ア 病院事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれがあるもの
  - イ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ウ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - エ 政治性及び宗教性のあるもの
  - オ 人権侵害、名誉き損及び各種差別的のおそれのあるもの
  - カ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれがあるもの
  - キ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - ク 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの
  - ケ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - コ 非科学的又は迷信に類するもので、患者様を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - サ 国内世論が大きく分かれているもの
  - シ 社会的に不適切なもの
  - ス 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - セ 募金又は商品先物取引の営業の広告
  - ソ 係争中の問題に関するもの
- ( 2 ) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適正でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現 ( 誇大広告 ) 及び根拠のない表示や誤認を招くような表現 ( 掲載に際しては、根拠となる資料を要する。 )
  - イ 射幸心を著しくあおる表示

ウ 責任の所在が明確でないもの

エ 広告の内容が明確でないもの

オ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 性的感情を著しく刺激するもの

イ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

ウ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

エ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(WEBページに関する基準)

第6条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、七尾鹿島広域圏事務組合病院事業広告掲載要綱及びこの基準、その他病院事業の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

附 則

(実施期日)

この基準は、平成19年7月1日から実施する。